

人件費見積単価規定

NPO 法人沖縄 NGO センター

第1条 目的

本規定は、NPO 法人沖縄 NGO センター（以下、当会）が受託あるいは請負業務（以下「受託事業」という。）の実施に際しての person 費の算出に関して規定する。

第2条 単価算出方法

（1）受託事業 person 費の単価は、person 費と想定される person 費に関わる費用を労働基準法と照らし合わせ合算し、その上で受託事業に関わる職員の経験値や能力評価を加味して算出することとする。

（2）person 費の受託単価算出金額は、下記による。

事務局常勤スタッフ及び役員に係る person 費単価

役職/ランク	目安	受託事業単価
役員	経験 10 年以上	5,524
事務局長	勤続 10 年または経験者	3,114
事務局次長	勤続 10 年または経験者	2,893
事務局スタッフ A	5 年目	2,493
事務局スタッフ B	4 年目	2,228
事務局スタッフ C	3 年目	1,996
事務局スタッフ D	2 年目	1,756
事務局スタッフ E	新任、社会人経験あり	1,545
事務局スタッフ F	3 年目	1,774
事務局スタッフ G	2 年目	1,571
事務局スタッフ H	新任、社会人経験なし	1,310

* 単位の記載のないものは円とする

* 役員に関しては事務局常勤は原則ないものとし、業務ごとの支払とする。その場合税区分は丙欄で算出する。

（3）単価には、通勤手当・社会保険料等が含まれているため、諸事情により金額の変更が生じる場合がある。

（4）上記の算出を基準とするが委託元の指定に準ずる場合がある。

第3条 規程の改廃

- (1) 本規定は必要の都度改定することができる。
- (2) 改訂には理事会での協議及び承認を得ることとする。

附則 この規程は 2020 年 5 月 29 日より実施する。

2021 年 5 月 22 日 改訂

2022 年 3 月 26 日 改訂

2022 年 11 月 16 日 改訂